

○南島原市電子入札実施要綱

平成29年3月31日告示第33号  
改正 令和元年10月1日告示第37号

南島原市電子入札実施要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）で行う入札（以下「電子入札」という。）について、必要な取扱いを定めるものとする。

(電子入札の対象)

**第2条** 電子入札を行うことができる入札方式は、制限付一般競争入札及び指名競争入札とする。ただし、南島原市競争参加資格委員会又は南島原市建設工事指名審査委員会で電子入札によらないこととした場合は、この限りでない。

(電子入札に使用できるICカード)

**第3条** 電子入札に使用できるICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納したもので、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発された電子入札システムをいう。）で使用できるものであること。
- (2) 南島原市競争入札参加資格者名簿に登載された営業所の代表者又は受任者（年間委任を受けたものに限る。）の名義で取得したものであること。
- (3) 落札決定日まで有効なものであること。

2 ICカードを使用して行われた入札手続は全て当該ICカードの名義人が行ったものとみなすため、ICカードの名義人は、ICカードを厳重に管理しなければならない。

(利用者登録)

**第4条** 入札参加者は、あらかじめ前条第1項に規定するICカードを使用して電子入札システムによる利用者登録を行わなければならない。

- 2 利用者登録を行った者は、登録内容に変更が生じた場合は、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、変更する事項が企業情報又は代表者窓口（連絡先メールアドレスを除く。）に該当するときは、入札参加資格申請書に係る変更届を入札担当課へ提出するとともに、変更した事項が記載されたICカードを新たに取得し、再度利用者登録を行わなければならない。

(特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い)

**第5条** 特定建設工事共同企業体における入札の場合は、南島原市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成18年南島原市告示第16号）第11条に規定する書面及び入札公告において指定するものを入札公告で示す期間内に入札担当課に持参して提出し、受理された入札参加者のうち、単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者又は受任者名義のICカードにより電子入札に参加するものとする。

(ICカードの不正使用等)

**第6条** 市長は、入札参加者がICカードの不正使用等を行った場合は、次の各号に定める取

扱いができるものとする。この場合において、「不正使用等」とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合その他市長が不正使用と認める場合をいう。

- (1) 開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格を取り消す。ただし、既に入札済みの場合においては、当該入札を無効とする。
- (2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合は、当該落札の決定を取り消す。この場合において、落札者に損害が生じても、市は一切の損害賠償の責めを負わない。
- (3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合は、当該契約を解除する。

(入札書の提出)

**第7条** 入札書の提出方法及び入札書受付締切日時は、次のとおりとする。

- (1) 入札書の提出方法 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間に入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札システムにより提出しなければならない。
- (2) 入札書受付締切日時 当該入札に係る入札公告及び入札執行通知書に記載された日時とする。

(工事費内訳書の提出)

**第8条** 工事費内訳書の提出を要する案件の場合において、当該工事費内訳書は、電子入札システムの添付機能を利用して、電子ファイルにより、入札書提出時に添付するものとする。この場合において、工事費内訳書の提出期限は、入札書受付締切日時と同一とする。

(工事費内訳書等の添付資料の取扱い)

**第9条** 工事費内訳書等の添付資料の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 資料の添付 入札参加者は、必要な資料（以下「資料」という。）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、当該電子ファイルの容量は3メガバイト以内とする。この場合において、資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、次のとおりとする。
  - ア 文書ファイル (Microsoft Word 2010以下までで互換のある形式での保存に限る。)
  - イ 表計算ファイル (Microsoft Excel 2010以下までで互換のある形式での保存に限る。)
  - ウ PDFファイル (Adobe Reader 11以下までで互換のある形式での保存に限る。)
- (2) ファイルの圧縮方法 ファイルを圧縮して提出する場合は、lzh形式又はzip形式とし、自己解凍形式(exe形式等)での提出は、認めない。

(紙入札での参加)

**第10条** 電子入札において、紙による入札（以下「紙入札」という。）を希望する者は、入札公告及び入札執行通知書に示す入札書受付締切日の前日の正午までに紙入札移行承認申請書（様式第1号）を入札担当課に持参して提出し、紙入札移行（承認・否認）通知書（様式第2号）により発注者の承認を得なければならない。ただし、入札書受付締切日の前日が南島原市の休日を定める条例（平成18年南島原市条例第2号）第1条第1項に規定する休日の場合は、その直前の休日でない日とする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、電子入札の手の続の進

行に支障を生じない場合とする。

- (1) ICカードの登録内容変更のため、ICカード再取得の手続中の場合
- (2) ICカードの破損等のため、ICカード再取得の手続中の場合
- (3) 入札参加者の電子計算機の通信障害等により電子入札を行うことが困難な場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があると認められる場合

3 第1項の規定により紙入札での参加が認められた者は、次に定める方法で紙入札を行うものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

- (1) 入札書（電子入札用）（様式第3号）に必要事項を記載して押印したものを入札用封筒に入れて、入札用封筒に入札者の商号又は名称、代表者氏名及び入札案件名を記載した上封印し、入札担当課に持参して提出するものとする。代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書（電子入札用）及び入札用封筒には代表者氏名に代えて代理人の記名押印をするものとする。この場合において、当該入札書の提出に際し、電子くじ用の3桁のくじ番号を必ず記載することとし、くじ番号の記載がない場合は、開札時に電子入札システムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定するものとする。
- (2) 工事費内訳書の提出を要する案件の場合においては、紙媒体の工事費内訳書を入札書（電子入札用）とともに同封して提出する。
- (3) 前2号に規定する入札書（電子入札用）及び工事費内訳書（提出を要する案件の場合に限る。）の入札受付締切日時、電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。  
（紙入札から電子入札への移行）

**第11条** 紙入札での参加を認められた者は、当該入札案件について、電子入札へ移行することはできないものとする。

（入札の辞退等）

**第12条** 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札での参加を認められた場合においては、紙媒体による辞退届を提出することができるものとする。入札書受付締切日時において、入札書又は辞退届の提出がない場合は、不参加とみなす。

2 入札書の提出後において、指名停止等により競争参加資格を満たさなくなった入札者がした入札は無効とする。

（予定価格等）

**第13条** 市長は、予定価格等が決定したときは、当該予定価格等を開札までに電子入札システムに登録するものとする。

（開札）

**第14条** 開札の方法は、次のとおりとする。

- (1) 開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うものとする。ただし、紙入札による入札者がある場合は、入札書（電子入札用）に記載された入札金額及びくじ番号を電子入札システムに登録した後に開札を行うものとする。
- (2) 開札時の立会いは、次のとおりとする。

ア 入札参加者が開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

この場合において、当該希望者は、電子入札開札立会申込書（様式第4号）を入札書受付締切日時までに入札担当課に持参して、提出しなければならない。ただし、同一の入札参加者からの立会い人数は、1人とする。開札に立会う者は、開札時に本人確認ができるものを携行し、市の求めに応じて提示しなければならない。

イ 市長は、入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札者に代えて当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (3) くじの実施 市長は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札システムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(開札結果の公表)

**第15条** 開札結果は、入札担当課において閲覧に供する方法により公表する。

(入札の無効)

**第16条** 電子入札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 南島原市契約規則（平成18年南島原市規則第44号）第9条の規定に該当する入札
- (2) 第3条第1項第2号に規定する名義人以外の名義人のICカードで行った入札
- (3) 同一案件において、入札参加者が電子入札及び紙入札の双方による入札書の提出をした入札
- (4) 特定建設工事共同企業体において、代表構成員の代表者又は受任者以外の名義人のICカードで行った入札
- (5) 工事費内訳書の提出を要する案件の場合において、工事費内訳書の提出がない入札及び工事費内訳書取扱要領（平成25年10月7日付け25南管財第645号）第6条の規定により無効と判断する入札

(送信データの到着時期等)

**第17条** 電子入札において、入札書等は、送信データが電子入札システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。

- 2 入札参加者は、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(通信障害等による特例)

**第18条** 市長は、電子入札に係る電子計算機の障害若しくは広域的停電又は通信事業者に起因する広域的通信障害により、複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合は、その原因と復旧の見込み等を調査の上、入札書受付締切日時若しくは開札日時の延長又は紙入札への移行を指示する等必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項に規定する障害の発生及び復旧等については、ホームページにおいて情報提供を行うものとする。

**附 則**

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

紙入札移行承認申請書

南島原市長 様

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記入札案件について、南島原市電子入札システムによる入札参加ができないため、紙入札による入札参加を申請します。

記

1 入札案件

番 号

名 称

2 電子入札システムによる入札参加ができない理由

（南島原市電子入札実施要綱第10条第2項各号に該当する場合）

3 添付資料等

※ ICカードの再発行申請中などが確認できる書類等があれば、添付すること。

紙入札移行（承認・否認）通知書

様

南島原市長



年 月 日付で申請があった次の入札案件に係る紙入札による入札参加申請について

入札案件

番 号

名 称

下記の条件を付して、紙入札による入札参加を承認します。

（遵守事項）

- 1 入札書（電子入札用）（様式第3号）に必要事項を記載して押印したものを入札用封筒に入れて、入札用封筒に入札者の商号又は名称、代表者氏名及び入札案件名を記載した上封印し、入札担当課に持参して提出するものとする。代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書（電子入札用）及び入札用封筒には代表者氏名に代えて代理人の記名押印をするものとする。この場合において、当該入札書の提出に際し、電子くじ用の3桁のくじ番号を必ず記載すること。
- 2 工事費内訳書の提出（必要と記載されている場合に限る。）は、必要事項を記載し、1の入札書（電子入札用）とともに同封して提出すること。
- 3 市の職員が、入札者に代わって入札者から提出された入札書（電子入札用）に記載された入札金額及びくじ番号を電子入札システムに入力することについて同意すること。
- 4 入札書受付締切日時までに入札書等を提出しなかった者は、不参加とみなす。
- 5 本通知を受けた者は、当該入札案件について電子入札への移行は認めないものとする。

承認しません。

【理由】

入 札 書 (電子入札用)

南島原市長 様

入札者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩  
(代理人の場合は、代理人の氏名・押印)

下記により入札します。

記

¥
---

(くじ番号)

--	--	--

- 1 番 号
- 2 名 称
- 3 履行場所
- 4 履行期間
- 5 入札条件

南島原市契約規則、南島原市建設工事執行規則及び南島原市電子入札実施要綱の定めるところによる。

- 備考
- 1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を記載すること。
  - 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

電子入札開札立会申込書

南島原市長 様

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩

下記入札案件について、電子入札の開札に立ち会いたいので、南島原市電子入札実施要綱第14条第2号の規定に基づき申し込みます。

記

1 入札案件

番 号  
名 称

2 開札予定日時

3 立会者（代理人）氏名

⑩

※ 立会者（代理人）氏名 欄は、開札に立会う者が代理人の場合のみ、記名押印のこと。